を同条第六十一項とし、同条第五十項を改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項を改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十五項を改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十四項を改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十三項第一号を改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項を改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項を改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項を改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項を改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項を改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項を改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項を改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項を改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項を改め、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項を改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十六項を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十四項を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十二項を改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項を改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項を改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項を改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項を改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に一項を加える改正規定を次のように改める。

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「）が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定により」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第七十七項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十六項」を「第七十四項」に、「第四十二項」を「第六十項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第五十七項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第五十六項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第五十五項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第五十四項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第五十三項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第五十二項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第五十一項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十五項」を「第七十三項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第四十八項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第四十七項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第四十六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第四十五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第四十三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第四十二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第三十九項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第三十八項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第三十七項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第三十六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第三十五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三十三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第二十九項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第二十八項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第二十七項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第二十六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第二十五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第二十四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第二十三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第二十一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第十九項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十八項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十七項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第九項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第八項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第七項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第百二十一条の八第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第百二十一条の七第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第百二十一条の六第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第百二十一条の五第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第百二十一条の四第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第百二十一条の三第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第百二十一条の二第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第百二十一条の二第六項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十三項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第百二十一条の